

養育費に関する強制執行申立て支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 ひとり親家庭に対する養育費の未払いに対する強制執行申立てに係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭の親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に定める配偶者のない女子又は法第6条第2項に定める配偶者のない男子であつて、現に養育費の取決めの対象となる児童を扶養している者をいう。

2 この要綱において「児童」とは、ひとり親家庭の親に扶養されている法第6条第3項に定める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、扶養する児童の養育費の取決めに係る債務名義をすでに得ているものとする。

(1) 申請日において市内に住所を有し、社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係のないひとり親家庭の親であること。

(2) 養育費の未払いに対する強制執行申立てに要する経費を負担する者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ひとり親家庭に対する養育費の未払いに対する強制執行申立てに係る経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 地方裁判所に提出する債務名義の正本の書類取得費用

(2) 地方裁判所に提出する債務名義の正本への執行文付与等に要する費用

(3) 地方裁判所に対する強制執行申立てに要する収入印紙代

(4) 地方裁判所に提出する連絡用郵便切手代

(5) 地方裁判所に提出する法務局発行の第三者債務者（法人）の商業登記事項証明書又は代表者事項証明書取得費用

(6) 債務者の住所及び氏名に変更がある場合に地方裁判所へ提出する変更を証する公文書取得費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条各号の補助対象経費の総額とし、2万3千円を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する書類。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、省略することができる。

ア 児童扶養手当証書又は医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）第2条第1項第5号の規定により医療費の助成を受けることができることを証する書類の写し

イ 申請者の住所に居住する者全員の住民票の写し及び戸籍全部事項証明書。この場合において、補助金の交付を受けようとする者が外国人であるときは、戸籍全部事項証明書は、独身証明書その他ひとり親である事実を明らかにすることができる書類をもって代えることができる。

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は強制執行申立てによる債権差押命令があった日から1年以内にしなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書等又はその写し

(2) 養育費の取決めを明らかにした債務名義又はその写し

(3) 強制執行申立てを行ったことを証する文書又はその写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。